

第5号議案 定款の一部変更について

特定非営利活動促進法（NPO法）の改正により、本法人の定款の一部を変更する。

改正前	改正後
<p>第11章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。</p>	<p>第11章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>